

学校給食費補助金のお知らせ(第2子以降)

☎ 教育総務課 総務・学校再編推進係 (Tel32-9101)

【第2子とは】
みやま市内に住所を有し、現に居住している同一の世帯において、20歳未満の兄弟姉妹のうち、年長者より2番目の子にいます。

子育て世代の経済的負担を軽減し、少子化対策・子育て支援、学校教育の推進を図るため、第2子以降の学校給食費の一部を補助します。
※昨年度、第3子以降分を申請し補助金を受け取った人も、改めて申請する必要があります。

■対象

- 令和3年3月1日において、次の全ての要件に該当する人
- ①小中学校などに在籍する第2子以降の児童生徒の保護者で、市内に住所を有し現に居住している人
- ②生活保護世帯、みやま市就学援助(準要保護・特別支援教育就学奨励費)およびその他の公的扶助の制度などにより、学校給食費相当額の補助または援助を受けていない人
- ※同一世帯の対象児童生徒で、当該補助または援助を受けている人を除きます。

- 学校給食費および市税を滞納していない人
- 補助の金額(上限)
- ▼小学生Ⅱ一カ月2000円
- ▼中学生Ⅱ一カ月2450円

■申請方法

▽市内の小中学校に在籍する児童生徒の保護者は、各学校へ申請書を提出してください。
▽市外の小中学校などに在籍する児童生徒の保護者は、教育総務課総務・学校再編推進係へ申請書を提出してください。
※申請書の様式は、各小中学校、市教育委員会にあります。市ホームページからもダウンロードできます。

■申請期限

1月29日(金)
※令和3年4月下旬に、指定口座へ振り込みます。



みなさんのご意見(パブリックコメント)を募集します

パブリックコメントとは、市が計画や条例を策定するときに、市民の皆さんの意見を募集し、寄せられた意見を考慮しながら最終案を決定するとともに、寄せられた意見に対する市の考え方もあわせて公表していく一連の手続きのことです。下記の案件について意見を募集します。

- 意見を提出できる人
- ①市内に住所を有する人
- ②市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- ③市内に通勤または通学している人
- ④市に対して納税義務を有する人
- ⑤この事業に関して利害関係を有する人

■計画(案)の閲覧

および意見申出書用紙の配布・提出場所
▽市役所本庁 各担当部署 ▼山川支所 市民サービス係 ▼高田支所 市民サービス係
※市のホームページでも公開します。

■意見の提出方法

- 申出書に住所、氏名または団体名とその代表者名)、電話番号を明記のうえ、意見を記入し、次のいずれかの方法で提出してください。
- ①郵送 ②ファクス ③電子メール
- ④担当部署または各支所市民サービス係へ提出
- ※閲覧および意見を提出する場合の受付時間は、午前8時30分～午後5時(土、日、祝日を除く)
- 募集期間 1月15日(金)～2月5日(金)
- 意見の公表
- 提出された意見と、それに対する市の考えをまとめてホームページなどで公表します。なお、個別の回答は行いません。

意見を募集する案件

【第2次みやま市男女共同参画基本計画(案)】

市では、平成23年に「みやま市男女共同参画基本計画」を策定し、総合的、計画的に男女共同参画社会の形成を促進するための取り組みを進めてきました。この計画が令和2年度で終了することに伴い、次年度以降の10年間を計画期間とする「第2次みやま市男女共同参画基本計画(案)」について、みなさんのご意見を募集します。

■担当部署
〒835-8601
みやま市瀬高町小川5番地
みやま市役所 人権・同和対策室
(Tel 64-1544)
(Fax 64-1514)
電子メール
douwa-taisaku@city.miyama.lg.jp

【みやま市水道ビジョン(案)】

【みやま市水道事業経営戦略(案)】

経営戦略(案)】

【みやま市下水道事業経営戦略(案)】

市では、上下水道事業について計画的・効率的な運営ができるよう、「みやま市水道ビジョン」、「みやま市水道事業経営戦略」、「みやま市下水道事業経営戦略」の策定に取り組み

んできました。このたび、それぞれの計画(案)がまとまりましたので、みなさんのご意見を募集します。

■担当部署
〒835-8601
みやま市瀬高町小川5番地
みやま市役所 上下水道課
(Tel 64-1533)
(Fax 64-1534)
電子メール
suidou-shomu@city.miyama.lg.jp

【第8期

みやま市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(案)】

市では、今後3年間(令和3～5年度)の高齢者福祉事業、介護保険事業の方向性や目標を定めた「第8期みやま市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の策定作業を行っています。策定に当たり、みなさんのご意見を募集します。

■担当部署
〒835-8601
みやま市瀬高町小川5番地
みやま市役所 介護支援課 介護保険係
(Tel 64-1555)
(Fax 64-1601)
電子メール
kaigo@city.miyama.lg.jp

就学援助(新入学学用品費)入学前支給の申請受け付け

☎ 教育総務課 総務・学校再編推進係 (Tel32-9101)

市内の小・中学校に本年4月入学予定の就学援助対象者に対し、「新入学学用品費」を入学前(3月)に支給します。
■対象 次の要件の全てを満たしている人

- ①令和3年4月に市内の小・中学校に入学予定の児童・生徒の保護者
- ②就学援助の要件(生活保護世帯に準ずる程度に困窮している)と認められるに該当する人
- ※世帯全員の収入金額、児童扶養手当・児童手当受給額などの合計金額で判断します。
- ③申請時にみやま市内に居住している人
- ※令和3年3月末日以前に市外に転出される場合は、支給した新入学学用品費を返還していただくこととなりますので、市外転出などの可能性がある場合は、申請を行わないでください。

■支給内容

- ▽支給予定額
- 小学校入学予定 5万1060円
- 中学校入学予定 6万円

▽支給時期 令和3年3月中旬

▽支給方法 指定された口座に振り込み

■申込期限

1月29日(金)
※申し込み期間を過ぎて申請した場合、6月以降の支給となります。

■申込場所

教育総務課 総務・学校再編推進係(山川支所2階)

- 必要なもの
- ①世帯員で身体障害者手帳をお持ちの人は手帳の写し
- ②新入学学用品費の振込先に指定する金融機関の通帳(保護者名義のもの)
- ③印鑑